

令和 8年10月 7日

茨城県土木部河川課

内水ハザードマップ作成支援について

施策趣旨

令和 8 年 8 月千葉豪雨など、雨水排水施設の能力を越えるような大雨の頻発化を踏まえ、県において内水ハザードマップの作成を直接的に支援することといたしました。

○支援内容

本来は市町村が作成する内水浸水想定区域図※を、県が直接作成。

※内水浸水想定区域図（水防法上は雨水出水浸水想定区域図という）

想定最大規模の降雨が発生した場合の、浸水範囲および浸水深を示した図面。内水ハザードマップの基礎資料。

○内水ハザードマップの支援対象

県内 4 4 市町村の内、水防法に基づき内水ハザードマップの作成が必要となるのは雨水の下水道事業を実施する 3 5 市町村であり、これまで内水浸水想定区域図等の作成が進められてきた。その他 9 市町村については内水ハザードマップの作成は任意であり、作成が進んでいないため県が直接的に支援を実施する。

水防法対象市町村	水防法対象外市町村
3 5 市町村	9 市町村（今回支援）

○水害対策に関するワンストップ相談窓口の設置

「内水対策に関するワンストップ相談窓口（下水道課）」を「水害対策に関するワンストップ相談窓口（河川課）」に改め、雨水対策に限らない複合的な水害に対する相談支援体制へ拡充。

【本件に関する問い合わせ先】

茨城県土木部河川課 技佐兼課長補佐（技術総括） 塩田（しおだ）

TEL : 029-301-4486 FAX : 029-301-4499